（表紙）

令和４年　　月　　日

公益財団法人　東京都中小企業振興公社

理　　事　　長　　　殿

法人名

代表者名(氏名)　　　　　　　　　　　　　　 　印

所　　在　　地

　　令和４年度　創業助成事業企業化状況報告書

助成事業に関する企業化状況等について、下記のとおり報告いたします。

記

1．助成年度　　　[　　　　　　　　　]　　　　受付番号　[　　　　　　　　　　　　　　]

2. 助成事業概要　[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　]

3．企業化状況表　　　別紙１のとおり

4. 事業実績 　下記添付書類のとおり

【法人】決算期が判別できる資料…決算書等（写）

【個人事業主】青色申告決算書（写）または収支内訳書（写）

5．その他報告　　　　添付書類のとおり（提出の必要がある場合のみ）

報告対象期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日まで

（令和３年（2021年）8月1日～令和４年（2022年）7月31日　の間に決算を迎えた事業年度をご記入ください）

※個人事業主の場合、令和３年（2021年）1月1日～令和３年（2021）12月31日の確定申告に該当するもの。

（別紙1）企業化状況表

報告対象期間の実績について下記のとおり報告します。

~~記~~

1. 産業財産権の取得状況について、該当項目を選択し、必要書類を提出してください。

□ 報告対象期間中に、助成事業にかかる産業財産権を出願・取得しなかった。書類提出は不要。

□ 報告対象期間中に、助成事業にかかる産業財産権を出願・取得した。

　→（別紙2）状況報告表　1 産業財産権の報告　に必要事項を記入してご提出ください。

　　　あわせて、契約書等の写しをご提出ください。

2　収益の発生状況について、該当項目を選択し、必要書類を提出してください。

　　□ 報告対象期間中に、下記の①で収益は発生しなかった。書類提出は不要。

　　□ 報告対象期間中に、下記の①で収益が発生した。

→（別紙2）状況報告表　2 収益の報告　に必要事項を記入してご提出ください。

あわせて、契約書等の写しをご提出ください。

①当該助成事業にかかる産業財産権の譲渡または実施権の設定及び他への供与

3　減価償却資産（広告物等）の取得状況について、該当項目を選択し、必要書類を提出してください。

　　□ 助成金で取得価格１０万円以上の減価償却資産を取得していない。書類提出は不要。

　　□ 助成金で取得価格１０万円以上の減価償却資産を取得した。

　　　→（別紙3）助成対象資産表　に必要事項を記入してご提出ください。

4　売上高、利益について、該当項目を選択し、必要項目に記入してください。

　　□ 助成事業（申請書に記載した内容）のみを行っている。

添付でお送りいただく決算書の数字で判断します。記入は不要。

　　□ 助成事業（申請書に記載した内容）以外の事業も行っている。

　　　→助成事業以外の実績を除外して、下表に記入してください。算出方法は任意です。

　　　　※赤字の場合は▲（マイナス表示）をしてください。　例：営業利益　▲50,000円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 助成事業にかかる  売上高 | 助成事業にかかる  営業利益 | 助成事業にかかる  経常利益 | 助成事業にかかる  純利益 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

[注意]　助成事業にかかる経常利益が一定水準を超えた場合

収益の一部を公社に納付していただくことがあります。『（別紙4）納付基準について』を参照。

5　下記の質問について、該当する項目の番号に ○ を付けてください。

Ｑ1：助成金を受けた事業の状況はいかがですか？（1つ回答してください）。

　　1.計画を上回っている　　2.計画どおりに推移　　3.計画を下回っている

　　4.事業を中止（中止理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　5.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ｑ2：資金繰り等についてお聞かせください。（複数回答可）

　　1.資金繰りに問題はない　　2.借入に苦労している　　3.返済の負担が経営を圧迫

　　4.人件費が経営を圧迫　　5.担当者がいないため、経理事務の作業負担が大きい

6.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ｑ3：労務管理についてお聞かせください。（複数回答可）

　　1.労務管理に問題はない　　2.従業員の採用に苦労している　　3.従業員が定着しない

4.従業員教育に苦労している　　5.担当者がいないため、労務管理事務の作業負担が大きい

　　6.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ｑ4：営業（販売）活動についてお聞かせください。（複数回答可）

　　1.営業（販売）活動に問題はない　　2.ＰＲの方法が分からない、ＰＲの成果が出ない

　　3.新規開拓に苦労している　　4.担当者がいないため、営業活動の作業負担が大きい

　　5.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ｑ5：生産活動等についてお聞かせください。（複数回答可）

　　1.生産活動に問題はない　　2.材料等の調達に不安がある　　3.生産能力が低い

　　4.在庫管理に課題、ロスが多い　5.産業財産権の管理方法が分からない

　　6.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ｑ6：経営の相談相手についてお聞かせください。（複数回答可）

　　1.決まった相手はいない　　2.社内の人間　　3.コンサルタント、顧問等

　　4.自治体　　5.金融機関　　6.公的支援機関　　7.家族等

　　8.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ｑ7：助成金受給の効果についてお聞かせください。

（複数回答可・1回目の報告の方のみご回答ください）

　　1.売上増加　　2.収益増加　　3.従業員増員　　4.開発体制向上　　5.販売体制向上

　　6.信用力向上　　7.産業財産権増加　　8.自社ブランド確立　　9.新分野・新事業へ進出

　　10.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ｑ8：今後の公社助成金の利用についてお聞かせください。

（1つ回答してください・1回目の報告の方のみご回答ください）

　　1.利用する　　2.利用しない　　3.未定

（別紙2）状況報告表　　※対象者のみ提出

1　産業財産権の報告

報告対象期間中に、助成事業にかかる産業財産権を出願・取得された方のみ、産業財産権について

ご回答ください。

* + 1. 件　　名
    2. 種類及び番号
    3. 出願または取得年月日　　　平成・令和　　　　年　　月　　日　　出願　・　取得
    4. 譲渡及び実施権の設定　　　　　　あり　・　なし

「あり」の場合は下表に記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相　手　先 | どちらかに〇 | 契約額 |
|  | 譲渡・実施権 | 円 |

* 契約書等の写しを添付してください。

　2　収益の報告

　　　報告対象期間中に、産業財産権の譲渡または実施権の設定及び他への供与による収益が生じた場合は、下表に記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相　手　先 | どちらかに〇 | 収益額 |
|  | 譲渡・実施権 | 円 |

※　契約書等の写しを添付してください。



（別紙4）納付基準について

**1　収益納付**

助成事業により収益が生じた場合、その一部を納付していただく場合があります。ただし、下記（1）または（2）の要件を満たす助成事業者は収益納付が免除となります。

**（１）収益納付額の計算期間中において、1度でも赤字（※1）を計上した場合**　⇒　納付免除

　　　※1　助成事業にかかる実績で、営業利益・経常利益・純利益のいずれかが赤字の場合

**（２）収益納付額の計算期間中において、助成事業にかかる経常利益の合計が概ね5,000万円（※2）未満の場合**　⇒　納付免除

※2　中小企業の一企業（法人）当たりの平均経常利益の5ヵ年の合計額です。中小企業庁「中小企業実態基本調査」における中小企業一企業（法人企業）あたりの経常利益を用いて計算します（令和2年中小企業実態基本調査速報（要旨）（令和元年度決算実績）では経常利益1,249.2万円。各年度の調査結果により平均経常利益は変動します）。

上記1、2のいずれにも当てはまらない方のみ、収益納付対象者となります。納付額は**5年目報告時に公社側で計算します**（算式は以下のとおり。納付額は千円未満切り捨て）。

|  |
| --- |
| 納付額　＝（Ａ助成事業にかかる収益額－Ｂ控除額）×（Ｃ助成額／Ｄ支出額）－Ｅ既納付額  Ａ 助成事業にかかる収益額（５ヵ年分の経常利益の合計額） ＝（売上高）＋（営業外収益）－（売上原価）－（販売費及び一般管理費）－（営業外費用）  Ｂ 控除額　＝（上記の※2）  C 助成額　＝　助成金交付額  D 助成事業にかかる支出額（５ヵ年分の支出の合計額）  ＝（売上原価）＋（販売費及び一般管理費）＋（営業外費用）  　E 既納付額　＝取得財産等の処分により既に納付した金額 |

**2　財産処分による納付**

　産業財産権等の処分により収益が生じた場合、その一部を納付していただく場合があります。『（別紙3）助成対象資産表』に記載した内容のみ、計算の対象となります。

納付額は**5年目報告時に公社側で計算します**（算式は以下のとおり。納付額は千円未満切り捨て）。

納付額　＝（Ａ財産処分により得た収入－Ｂ控除額）×（Ｄ助成額／Ｃ支出額）

Ａ　当該財産の処分により得た収入

Ｂ　控除額　＝　助成事業終了後に財産を加工した場合の加工費及び処分のための撤去費用等

C　支出額　＝　当該処分財産にかかる「助成事業に要した経費」

D　助成額　＝　Ｃにかかる助成金確定額

財産処分による納付の場合、

・未償却残高が残った状態で財産を処分

・処分額が経費額（控除額）よりも大きい（収益が出た）

以上の両方を満たす場合のみ、収益納付の対象となります。納付額は公社側で計算します。